

総務省行政相談センター

まぐみみ青森

## 新型コロナウイルス感染症に関する生活支援等相談窓口案内 (ガイドブック)

総務省行政相談センター まぐみみ青森では、新型コロナウイルス感染症に関して、「どこに相談したらよいか分からない」といった、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

本ガイドブックは、新型コロナウイルス感染症に関し、主に青森県内の関係機関・団体等のホームページに掲載されている情報を当センターにおいて取りまとめたものです。

※ 状況が刻々と変化する中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、すべての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。

また、お困りごとがありましたら、次のとおり受け付けていますので、ご相談ください。

- 電話による相談受付 : 平日 8:30~17:15

※ 上記時間帯以外は留守番電話で対応しています。

行政相談ダイヤル : 0570-090110

- インターネットによる相談受付

URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

- FAXによる相談受付 : 017-734-3355

- 来所による相談受付 : 平日8:30-17:15

※ ご相談は、可能な限り、電話・インターネット、FAXでお願いします。

※ 来所いただく場合には、次ページ【来所に当たってのお願い】をご確認の上お越しく下さい。



まぐみみ青森



総務省行政相談センター

【本資料に関する問い合わせ先】

総務省 東北管区行政評価局  
青森行政監視行政相談センター

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階

電話 : 017-734-3354 FAX : 017-734-3355

## 【ご注意】

このガイドブックに掲載している情報は、関係機関等のホームページ掲載情報を当センターが収集・整理したものであり、令和3年10月15日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、総務省行政相談センター きくみみ青森ホームページに掲載しております。

(※) <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/aomori/aomori.html>

## 【来所に当たってのお願い】

来所（対面）でのご相談の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、①マスクを着用いただくとともに、②必要以上の大声は控えていただき、③相談内容を整理の上、短時間（原則15分、最長でも30分）でのご相談をお願いいたします。

また、ご相談を受ける当センター職員は、マスクを着用の上、対応いたします。

## 目 次

相談内容	項 目	ページ
 ワクチン接種 医療機関受診 の情報	(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する相談窓口	4
	(2) 発熱などの症状がある場合の相談窓口	9
	(3) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	10
	(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器等を用いた診療等について	10
 暮らしの情報	(5) 税金・手続に関する相談窓口	11
	(6) 運転免許証の更新期間延長手続に関する相談窓口	12
	(7) 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルに関する相談窓口	12
	(8) 人権に関する相談窓口	13
	(9) 特別定額給付金に関する相談窓口	13
	(10) 生活資金、住居確保等に関する相談窓口	13
	(11) 住むところに不安を抱えている場合の相談窓口	19
	(12) 国民年金保険に関する相談窓口	19
	(13) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険料に関する相談窓口	19
	(14) 公共料金（NHK、電気、ガス、水道、電話）に関する相談窓口	20
	(15) 住宅金融支援機構の住宅ローン返済に関する相談窓口	20
	(16) 借金（多重債務）に関する相談窓口	20
	(17) 不安や悩みの相談窓口	21
 事業を営む方 向けの情報	(18) 経営相談、金融支援策に関する相談窓口	22
	(19) 休業協力・事業継続支援金に関する相談窓口	25
	(20) 雇用調整助成金に関する相談窓口	27
	(21) 産業雇用安定助成金に関する相談窓口	28
	(22) 月次支援金に関する相談窓口	29
	(23) トライアル雇用助成金 （コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい方向け）	30
	(24) 中小・小規模事業者、個人事業主の方向け税制措置	30
	(25) 宿泊事業者、旅行業者等向けの相談窓口	31

相談内容	項目	ページ
 事業を営む方 向けの情報	(26) 農林漁業者向けの相談窓口	32
	(27) 自動車運送事業者等向け相談窓口	33
	(28) 海事関係事業者等向けの相談窓口	33
	(29) テレワークに関する相談窓口	33
	(30) 小学校休業等に伴う保護者の休暇取得に関する相談窓口（事業者向け）	33
	(31) 下請取引配慮要請に関する相談窓口	36
	(32) 厚生年金保険に関する相談窓口	36
	(33) 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金に関する相談窓口	36
 仕事に関する 情報	(34) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談窓口	38
	(35) 青森労働局の相談窓口	39
	(36) 青森県の相談窓口	39
	(37) 農業法人でのアルバイト紹介を希望の方	40
 家庭、学生、 子ども向けの 情報	(38) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援助成金に関する相談窓口	41
	(39) 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（保護者の方向け）	41
	(40) 子育て世帯生活支援特別給付金に関する相談窓口	42
	(41) 大学等の学生向けの奨学金等に関する相談窓口	43
	(42) 留学に関する相談窓口	44
	(43) 学生向けの支援に関する相談窓口	44
	(44) 新卒者内定取消等特別相談窓口	45
	(45) 子どものSOS相談窓口（そうだんまどぐち）	45
 その他の情報	(47) FRESC ヘルプデスク	48
	(48) 外国人の日本国内への入国、在留申請に関する相談窓口	49
	(49) 青森県外国人相談窓口	50
	(50) 市町村連絡先一覧	51
	(51) 弁護士相談	52




## ワクチン接種、医療機関受診の情報

### (1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する相談窓口



#### ○ 新型コロナウイルスワクチン県営広域接種会場設置（モデルナ社ワクチン）

青森県では、武田/モデルナ社ワクチンを使用し、県民に対するワクチン接種のスピードアップと利便性の向上を目的として、広域接種会場を青森市、弘前市及び八戸市にそれぞれ1カ所設置し、ワクチンの接種を実施します。

区分	新型コロナウイルスワクチン県営広域接種 (モデルナ社ワクチン) 接種回数：2回、接種間隔：4週間
対象者	(1)～(3)をすべて満たす方 (1) 12歳以上の方※ ※ 小学生、中学生の方は、原則、保護者の同伴が必要です。 (2) 青森県在住の方 (3) 他のワクチン(ファイザー社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチン)を接種していない方 【優先予約枠について】 対象者のうち、次の方に優先予約枠を設けています。 ① 妊婦、その配偶者及び同居家族 ② 基礎疾患を有する者 ③ 理美容従事者 ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師 ⑤ 保育園、幼稚園等の従事者 ⑥ 受験生
接種日	1回目接種日 令和3年9月25日(土)～10月17日(日)までの土曜日及び日曜日 (ただし、会場によっては、実施しない日があります。)
実施会場	(1) 青森会場 青森県立保健大学 (2) 弘前会場 青森県立弘前第一養護学校高等部(旧県立岩木高校) (3) 八戸会場 青森県立八戸高等支援学校(旧県立八戸南高校)
予約方法	(1) インターネット <a href="https://vaccines.sciseed.jp/aomori">https://vaccines.sciseed.jp/aomori</a> 「予約システム」二次元コード →  (2) コールセンター 電話番号：0570-000-605 (ナビダイヤル) 受付時間：9時～18時(土日祝日を含む) 〈優先接種対象者の予約方法について〉 ・インターネットから予約する際は、接種券番号等の情報を入力し、接種希望日を選択後、【優先】と記載されている方を選択し、ご予約ください。 ・コールセンターから予約する際は、最初に「優先接種の対象」であることを、コールセンターのオペレーターに伝え、ご予約ください。

○ アストラゼネカ社ワクチン接種

青森県では、40歳以上でアストラゼネカ社ワクチンの接種を希望する方、ポリエチレングリコール(PEG)に対するアレルギー等で、mRNA ワクチン(ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン)を接種できない方や海外等でアストラゼネカ社ワクチンを1回接種済みで日本在住の方を対象とし、アストラゼネカ社ワクチンの接種を実施します。

区分	アストラゼネカ社ワクチン接種 接種回数：2回、接種間隔8週間
対象者	<p>(1)(2)をすべて満たす方</p> <p>(1)40歳以上の方※</p> <p>(2)他のワクチン(ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン)を接種していない方</p> <p>※ アストラゼネカ社ワクチンは、原則40歳以上の方が対象ですが、18歳以上40歳未満の方でも、以下に該当する場合は、接種の対象となります。</p> <p>① ポリエチレングリコール(PEG)に対するアレルギー等で、mRNA ワクチン(ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン)を接種できない方</p> <p>② 海外等でアストラゼネカ社ワクチンを1回接種済みの方</p>
接種日	<p>1回目接種日 令和3年9月22日(水)～12月14日(火)のうちの指定した日</p> <p>2回目接種日 令和3年11月25日(木)～令和4年2月24日(木)のうちの指定した日</p>
実施会場	<p>公益財団法人青森県総合健診センター</p> <p>※ ワクチン接種に関して、青森県総合健診センターへのお問い合わせはお控えください。</p>
予約方法	<p>(1) インターネット <a href="https://wr.vaccine-reserve.net/booking/input-step2?area_id=a191f3b2-9b35-4fb2-a0c8-21db5bb82cdb">https://wr.vaccine-reserve.net/booking/input-step2?area_id=a191f3b2-9b35-4fb2-a0c8-21db5bb82cdb</a> 「予約システム」二次元コード → </p> <p>(2) コールセンター 電話番号：0570-007-811 (ナビダイヤル) 受付時間：平日 9時～18時</p> <p>(3) LINE 「LINE」二次元コード → </p>

○ 市町村のワクチン接種に関する具体的な相談については、以下の市町村相談窓口にお問い合わせください。

市町村	相談窓口	電話番号 (FAX 番号)
青森市	青森市新型コロナワクチン接種専用コールセンター (平日・土曜：9時～18時)	017-764-6539 017-752-0517 (017-718-2867)
弘前市	弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (月～金：9時～20時 日・祝日：9時～17時)	0120-567-745
八戸市	八戸市新型コロナワクチンコールセンター (平日：9時～18時 土日・祝日：10時～16時)	050-5213-9423 (0178-38-0736)
黒石市	黒石市コールセンター (平日：8時30分～17時)	0172-88-6395
五所川原市	五所川原市新型コロナワクチンコールセンター (平日：8時30分～17時15分)	0173-26-7751 (0173-26-7752)
十和田市	十和田市新型コロナワクチンコールセンター (平日：9時～17時)	0176-51-3936 (0176-25-1183)
三沢市	三沢市ワクチン接種専用コールセンター (平日：9時～17時)	0120-714-567
むつ市	むつ市新型コロナワクチン接種コールセンター (平日・土日・祝日：8時30分～17時30分)	0120-102-775 (0175-22-5044)
つがる市	つがる市ワクチン接種予約コールセンター (平日：8時30分～17時15分)	017-715-5900 (0173-42-3946)
平川市	平川市ワクチン接種相談センター (平日：9時～17時30分)	0120-976-992
平内町	平内町コロナワクチンコールセンター (平日：8時30分～16時)	017-718-1727
今別町	今別町町民福祉課福祉担当 (平日：8時15分～17時)	0174-35-3004
蓬田村	蓬田村健康福祉課 (平日：8時15分～17時)	0174-27-2113
外ヶ浜町	外ヶ浜町コロナワクチン予防接種予約専用ダイヤル (平日：9時～17時)	0174-22-3391
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町新型コロナワクチン相談・予約窓口 (平日：9時～16時30分)	0173-82-0909
深浦町	深浦町新型コロナウイルスワクチン接種予約専用ダイヤル (平日：8時15分～17時)	0173-82-0190
西目屋村	西目屋村住民課保健福祉係 (平日：8時15分～17時)	0172-85-2804



市町村	相談窓口	電話番号 (FAX 番号)
藤崎町	藤崎町福祉課／新型コロナウイルスワクチン接種対策室（平日：8時15分～17時）	0172-75-3111 (内線 2413・2414)
大鰐町	大鰐町ワクチン接種予約専用電話 (平日：8時30分～16時30分)	0172-55-7149
田舎館村	田舎館村コールセンター (平日：9時～12時 13時～16時30分)	0172-55-7353
板柳町	板柳町新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (平日：8時15分～17時)	0172-26-7116
鶴田町	鶴田町予約・相談専用電話 (平日：9時～16時30分)	0173-22-6001
中泊町	中泊町新型コロナワクチン接種コールセンター (平日：8時30分～16時30分)	0173-57-9033 0173-57-9055 0173-26-5333
野辺地町	野辺地町新型コロナワクチンコールセンター (平日：9時～17時)	0800-800-7785 080-8603-6197
七戸町	七戸町新型コロナワクチン接種コールセンター (平日：8時30分～17時)	0176-51-0822 (0176-68-3536)
六戸町	六戸町予約センター (平日：9時～17時)	050-5445-3063
横浜町	横浜町新型コロナワクチン接種コールセンター (平日：8時15分～17時)	0175-73-1145 0175-73-7733
東北町	東北町新型コロナワクチン接種コールセンター (平日：9時～17時)	050-5445-4471
六ヶ所村	六ヶ所村新型コロナコールセンター (平日：8時15分～17時)	0175-73-0356 (0175-73-0357)
おいらせ町	おいらせ町ワクチン接種コールセンター (平日：9時～17時)	050-5445-3064
大間町	大間町コロナワクチン係 (平日：9時～17時)	0175-37-3688 0175-37-3689
東通村	東通村健康福祉課健康グループ (平日：9時～16時)	0800-800-2830 (0175-48-2510)
風間浦村	風間浦村新型コロナワクチン接種予約受付専用ダイヤル (平日：9時～17時)	0175-35-3255
佐井村	佐井村福祉健康課健康推進係 (平日：8時15分～17時)	0175-38-2111
三戸町	三戸町コールセンター (平日：9時～17時)	0178-86-1748 (050-3457-7516)



市町村	相談窓口	電話番号 (FAX 番号)
五戸町	五戸町新型コロナワクチン接種コールセンター (平日：9時～17時)	0178-62-7975
田子町	田子町新型コロナウイルスワクチン接種予約センター (平日：9時～17時)	0178-86-1760
南部町	南部町予約コールセンター (平日：9時～16時)	0178-76-3062
階上町	階上町新型コロナワクチン接種相談窓口 (平日：8時15分～17時)	0178-80-0031
新郷村	新郷村厚生課 (平日：8時15分～17時)	0178-61-7555

- 首相官邸ホームページに「新型コロナワクチンについて」のサイトが開設されています。

**【新型コロナワクチンについて】**

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>

- 厚生労働省では、新型コロナワクチンに関する電話相談窓口を開設しています。

**【厚生労働省 新型コロナワクチン コールセンター】**

電話番号：0120-761-770 (フリーダイヤル)

受付時間：9時～21時 (土日・祝日も実施)

日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語

⇒ 9時～21時

タイ語 ⇒ 9時～18時

ベトナム語⇒ 10時～19時

※ 聴覚に障害のある方をはじめ電話での相談が難しい方は、一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページ(<https://www.jfd.or.jp/covid19/>)をご覧ください。

- 青森県では、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応など医学的な相談に応じるコールセンターを開設しています。

**【青森県新型コロナワクチン相談電話】**

電話番号：0570-012-018 (ナビダイヤル)

受付時間：平日 9時～17時

(2) 発熱などの症状がある場合の相談窓口

○ かかりつけ医がいる方

**【まずはかかりつけ医に電話相談】**

対応可能の場合：指定された時間に受診

対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

○ かかりつけ医がない方

**【青森県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）】**

電話番号：0120-123-801（フリーダイヤル）

受付時間：24時間対応（土日・祝日含む）

○ 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりのある方

**【受診・相談センター（保健所）】**

**■受診・相談センター連絡先■**

保健所名	電話番号（FAX 番号）	管轄市町村名
東地方保健所	017-739-5421 (017-739-5420)	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521 (0172-33-8524)	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111 (0178-27-1594)	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108 (0173-34-7516)	五所川原市 つがる市 鱒ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510 (0176-23-4246)	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891 (0175-31-1667)	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280 (017-765-5202)	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729 (0178-38-0736)	八戸市

※聴覚に障がいのある方は、上記 FAX 番号へ「FAX 相談用紙」を送信してください。

### (3) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する、電話相談窓口を設置しています。

#### 【厚生労働省の電話相談窓口】

電話番号：0120-565-653（フリーダイヤル）

受付時間：下記参照（土日・祝日も実施）

日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語

⇒ 9時～21時

タイ語 ⇒ 9時～18時

ベトナム語⇒ 10時～19時

※ 聴覚に障害のある方をはじめ電話でのご相談が難しい方は、一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページ(<https://www.jfd.or.jp/covid19/>)をご覧ください。

- 青森県は、新型コロナウイルス感染症に関する感染症の特徴や予防方法などの一般的な相談や問合せを受け付けるコールセンターを設置しています。

#### 【青森県 新型コロナウイルス感染症コールセンター】

電話番号：0120-123-801（フリーダイヤル）

受付時間：24時間対応（土日・祝日を含む）

### (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器等を用いた診療等について

電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導を希望する患者の皆さんのため、時限的・特例的な対応として現行の制度を見直し、一定の条件のもと、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導を行うことができます。

受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。

#### 【電話・オンライン診療対応医療機関リスト】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html)



## 暮らしの情報

### (5) 税金・手続に関する相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない方は、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。

国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの猶予制度に関する一般的な相談を受け付けています。

**【国税局猶予相談センター】**（仙台国税局）  
 電話番号：0120-945-430（フリーダイヤル）  
 受付時間：平日 8時30分～17時

なお、国税局猶予相談センターでは、猶予申請書等の提出は受け付けておりません。猶予申請書等の提出先は、管轄の税務署になります。

税務署名	電話番号 (自動音声によるご案内)	所管地域
青森税務署	017-776-4241	青森市 東津軽郡
黒石税務署	0172-52-4111	黒石市 平川市 南津軽郡のうち藤崎町 田舎館村
五所川原税務署	0173-34-3136	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
十和田税務署	0176-23-3151	十和田市 三沢市 上北郡
八戸税務署	0178-43-0141	八戸市 三戸郡
弘前税務署	0172-32-0331	弘前市 中津軽郡 南津軽郡のうち大鰐町
むつ税務署	0175-22-3294	むつ市 下北郡

- 青森県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付できないときは、申請により、納税や滞納処分による換価が猶予される場合がありますので、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所	電話番号	所管地域
東青地域県民局県税部	017-734-9970	青森市 東津軽郡
中南地域県民局県税部	0172-32-4341	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡
三八地域県民局県税部	0178-27-4455	八戸市 三戸郡
西北地域県民局県税部	0173-34-3141	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
上北地域県民局県税部	0176-23-4241	十和田市 三沢市 上北郡
下北地域県民局県税部	0175-22-3105	むつ市 下北郡

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、市町村税の納付が困難な方は、納税が猶予される場合があります。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

※ 市町村の連絡先は、（51 ページ）をご参照ください。

（6）運転免許証の更新期間延長手続に関する相談窓口

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれにより通常の更新手続が行えない方は、申請により運転免許の更新期間を3カ月延長することができます。

- ・ 運転免許の有効期間が、令和3年12月28日までの方
- ・ すでに運転免許証の延長措置の手続を行い、延長後の有効期間が令和3年12月28日までの方

また、新型コロナウイルスを理由として、有効期間の末日までに更新を行うことができずに運転免許を失効させた方は、運転免許の失効から最長3年以内かつやむを得ない事由が止んだ日から1か月以内であれば、理由ありの失効として手続をすることができます。

詳細は、下記までにお問い合わせください。

【青森県運転免許センター】 電話番号：017-782-0081
---------------------------------

（7）新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症に便乗した消費者トラブルが発生しています。不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

【消費者ホットライン】	局番なしの「188 (いやや)」	※ お住まいの地域の開いている消費生活相談窓口に繋がります。 ※ 窓口が開所していない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間をご案内します。
【新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン】	0120-797-188	10時～16時 (土日・祝日含む)

## (8) 人権に関する相談窓口

- 法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
【みんなの人権 110 番】 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	平日 8 時 30 分 ~17 時 15 分
【女性の人権ホットライン】	0570-070-810	
【子どもの人権 110 番】	0120-007-110	
【外国語人権相談ダイヤル】	0570-090-911	平日 9 時 00 分~17 時

- 青森県では、新型コロナウイルス感染症に関連して差別的取扱い等を受けていると感じている県民の問題を幅広く受け止め、関係機関と連携しながら適切な解決に結びつける「STOP!コロナ差別相談窓口」を設置しています。

### 【青森県 STOP!コロナ差別相談窓口】

電話番号：017-777-4545

受付時間：平日 9 時~17 時

## (9) 特別定額給付金に関する相談窓口【申請受付終了】

特別定額給付金の申請受付は、全ての自治体で終了しています。

特別定額給付金について、政府からメールなどでお知らせをすることはありません。総務省や行政機関を名乗ったメールが届いたとしても、情報の詐取などを目的としたものと考えられますので、御注意ください。

## (10) 生活資金、住居確保等に関する相談窓口

- 青森県社会福祉協議会では、今般発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を行っています。

相談・申込みの窓口は、お住まいの市町村社会福祉協議会（15 ページ参照）となります。

※ 本資金は貸付金であり、償還（返還）していただく必要があります。

基本的な内容は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

### 厚生労働省専用ダイヤル

### 【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】

電話番号：0120-46-1999（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時~17 時

【緊急小口資金（主に休業された方向け）】

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。	
区分	概要
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。
貸付上限額	20万円以内 ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします。 ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。 ・世帯員に要介護者がいるとき。 ・世帯員が4人以上いるとき。 ・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。 ・世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。 ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なおとき。
据置期間	1年以内 ※ ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。
償還期限	2年以内 ※ 今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。
貸付利子・保証人	無利子・不要
お申込み先	市区町村 社会福祉協議会

【総合支援資金（主に失業された方等向け）】

生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。	
区分	概要
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。
貸付上限額	(二人以上世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内
据置期間	1年以内 ※ ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。
償還期限	10年以内 ※ 今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。
貸付利子・保証人	無利子・不要
お申込み先	市区町村 社会福祉協議会



【青森県内の市町村社会福祉協議会】

市町村		電話番号	市町村		電話番号
青森市	青森市社会福祉協議会	017-723-1340	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町社会福祉協議会	0173-82-1602
	浪岡支部	0172-62-9011	深浦町	深浦町社会福祉協議会	0173-74-3111
弘前市	弘前市社会福祉協議会	0172-33-1161	西目屋村	西目屋村社会福祉協議会	0172-85-2255
	岩木支部	0172-82-2353	藤崎町	藤崎町社会福祉協議会	0172-65-2056
	相馬支部	0172-84-3373	大鰐町	大鰐町社会福祉協議会	0172-47-5151
八戸市	八戸市社会福祉協議会	0178-47-2940	田舎館村	田舎館村社会福祉協議会	0172-43-8111
	南郷支局	0178-82-3000	板柳町	板柳町社会福祉協議会	0172-72-1161
黒石市	黒石市社会福祉協議会	0172-52-2674	鶴田町	鶴田町社会福祉協議会	0173-22-3394
五所川原市	五所川原市社会福祉協議会	0173-34-3494	中泊町	中泊町社会福祉協議会	0173-57-4841
	金木支所	0173-53-2241		小泊支所	0173-64-2905
	市浦支所	0173-62-3285	野辺地町	野辺地町社会福祉協議会	0175-64-0401
十和田市	十和田市社会福祉協議会	0176-23-2992	七戸町	七戸町社会福祉協議会	0176-62-6790
三沢市	三沢市社会福祉協議会	0176-53-3422	六戸町	六戸町社会福祉協議会	0176-55-2943
むつ市	むつ市社会福祉協議会	0175-33-3023	横浜町	横浜町社会福祉協議会	0175-78-2067
	川内支所	0175-42-2002	東北町	東北町社会福祉協議会	0175-63-2717
	大畑支所	0175-34-3537		上北支所	0176-56-5552
	脇野沢支所	0175-44-3550	六ヶ所村	六ヶ所村社会福祉協議会	0175-75-3000
つがる市	つがる市社会福祉協議会	0173-42-4886	おいらせ町	おいらせ町社会福祉協議会	0178-52-7066
	木造支所	0173-42-4660	大間町	大間町社会福祉協議会	0175-37-4558
	森田支所	0173-26-3836	東通村	東通町社会福祉協議会	0175-28-5115
	柏支所	0173-25-2468	風間浦村	風間浦村社会福祉協議会	0175-35-2243
	稲垣支所	0173-46-3049	佐井村	佐井村社会福祉協議会	0175-38-4181
	車力支所	0173-56-3051	三戸町	三戸町社会福祉協議会	0179-22-0262
平川市	平川市社会福祉協議会	0172-44-5937	五戸町	五戸町社会福祉協議会	0178-62-2547
	尾上事業所	0172-57-5311		倉石事業所	0178-77-2844
	碓ヶ関事業所	0172-45-2725	田子町	田子町社会福祉協議会	0179-32-4045
平内町	平内町社会福祉協議会	017-755-3956	南部町	南部町社会福祉協議会	0178-76-2662
今別町	今別町社会福祉協議会	0174-35-3081	階上町	階上町社会福祉協議会	0178-88-3067
蓬田村	蓬田村社会福祉協議会	0174-27-2828	新郷村	新郷村社会福祉協議会	0178-78-3456
外ヶ浜町	外ヶ浜町社会福祉協議会	0174-22-2250			
	三厩支所	0174-37-3360			

【青森県社会福祉協議会】

電話番号：017-723-1391（代表）

受付時間：平日 8時30分～17時

FAX：017-723-1394

- 緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金】

区分	概要
対象者	<p>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件を満たすもの</p> <p>（注）・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／11月までに借り終わる世帯（再貸付期間中に辞退した結果として、11月までに終了となった場合を除く） ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯</p> <p>(1)収入要件 収入が①②の合算額を超えないこと（月額） ①市町村民税均等割非課税額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額（市町村により異なります。）</p> <p>(2)資産要件 預貯金が①の6倍以下であること（ただし100万円以下）</p> <p>(3)求職等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと</p>
支給額 （月額）	<p>単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円</p> <p>※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給が可能。</p>
支給期間	7月以降の申請月から3か月（申請受付は11月末まで）
相談窓口	<p>【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター】 電話番号：0120-46-8030（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9時～17時</p>

【青森県内の申請・相談窓口】

相談窓口	対象地域	電話番号
青森県健康福祉部健康福祉政策課 地域福祉推進グループ	青森県内の町村	017-734-9281
青森市福祉部生活福祉一課	青森市	017-718-0248
弘前市福祉部生活福祉課就労自立支援室 （ひろさき生活・仕事応援センター）	弘前市	0172-38-1260
八戸市福祉部生活福祉課	八戸市	0178-43-9085
黒石市自立相談支援窓口	黒石市	0172-52-2674
五所川原市福祉政策課自立相談支援窓口	五所川原市	0173-35-2166
十和田市生活福祉課	十和田市	0176-51-6749
三沢市生活困窮者自立相談支援窓口	三沢市	0176-51-8770
むつ市生活福祉課	むつ市	0175-22-1111
つがる市福祉部保護課	つがる市	0173-42-2111
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市	0172-44-5937

○ 住居確保給付金は、住居を失うおそれがある方に対して家賃相当額を自治体から支給する制度です。支給対象の拡大や求職活動要件の緩和を進め、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し家賃の支払いにお困りの方が利用しやすい制度となっています。

【住居確保給付金】

区分	概要
対象者	<p>(1) 主たる生計維持者が、①、②のいずれかの場合</p> <p>① 離職・廃業後2年以内である</p> <p>② 個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している</p> <p>(2) 直近の月の世帯収入合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12（以下「基準額」という。）と、家賃（但し、上限あり）の合計額を超えていないこと</p> <p>(3) 現在の世帯の預貯金合計額が、各市町村で定める額（基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額）を超えていないこと</p> <p>(4) 求職活動要件として</p> <p>(1)の①の場合：ハローワークへ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと</p> <p>(1)の②の場合：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと</p> <p>※ 令和3年12月末までに申請があった場合は、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能となっております。</p>
支給期間	<p>原則3か月（延長は2回まで最大9か月間）</p> <p>※ 令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、別途対象要件を満たせば12か月まで延長することが可能です。</p>
支給額	<p>○世帯収入額が基準額以下の場合 家賃額を支給（ただし、住宅扶助額が上限）</p> <p>○世帯収入額が基準額を超える場合 基準額＋家賃額－世帯収入額 を支給（ただし、住宅扶助額が上限）</p>
相談窓口	<p>(1) 制度についての一般的なお問合せ 【住居確保給付金相談コールセンター】 電話番号：0120-23-5572（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9時～17時</p> <p>(2) 申請についてのご相談 お住まいの自治体の自立相談支援機関 ※下記、生活困窮者自立支援制度の相談窓口をご参照ください。</p>

○ 生活困窮者自立支援制度は、様々な課題を抱える生活に困窮している方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行う制度です。

詳しくは下記の相談窓口にお問い合わせください。

【生活困窮者自立支援制度】

【市にお住まいの方】

相談窓口	電話番号	所管地域
青森市自立相談支援窓口	017-723-1340	青森市
ひろさき生活・仕事応援センター	0172-38-1260	弘前市
八戸市生活自立相談支援センター	0178-51-6655	八戸市
黒石市自立相談支援窓口	0172-52-9600	黒石市
五所川原市自立相談支援窓口	0173-35-2166	五所川原市
十和田市自立相談支援窓口	0176-51-6749	十和田市
三沢市自立相談支援窓口	0176-51-8770	三沢市
むつ市生活福祉課	0175-22-1111 (内 2542)	むつ市
つがる市生活相談支援センター	0173-42-5678	つがる市
生活支援ネットワークひらかわ	0172-44-5937 0172-88-7066	平川市

【町村にお住まいの方】

相談窓口	電話番号	所管地域
東地域自立相談窓口	017-752-1888	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
中南地域自立相談窓口	0172-88-8637	西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地域自立相談窓口	0178-51-8755	おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村
西北地域自立相談窓口	0173-26-1202	鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上北地域自立相談窓口	0176-27-5630	野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
下北地域自立相談窓口	0177-64-6906	大間町 東通村 風間浦村 佐井村

(11) 住むところに不安を抱えている場合の相談窓口

厚生労働省では、不安定な居住環境にある方のための支援情報サイトを開設するとともに、住まいの困りごと相談窓口（通称「すまこま」）を立ち上げています。

今日行くところがない、家賃が払えないなどの「住まいに関する困りごと」について、電話や Web サイトで相談できます。

【住まいの困りごと相談窓口「すまこま」】

電話番号：0120-050-593

開設日時：9時～18時（平日及び土・祝日のうち月3日）

メールアドレス：[sos@sumakoma.jp](mailto:sos@sumakoma.jp)

サイト URL：<https://sumakoma.jp/>

(12) 国民年金保険に関する相談窓口

令和2年5月1日から、新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続きが開始されています。対象者は次の2点のいずれも満たした方です。

(1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少

(2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる

免除の詳細や手続きの方法については、市町村（51ページ参照）またはお近くの年金事務所（下記参照）にお問い合わせください。

事務所名	電話番号	管轄区域
青森年金事務所	017-734-7495	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町 七戸町 東北町
むつ年金事務所	0175-22-4947	むつ市 上北郡のうち横浜町 六ヶ所村 下北郡
八戸年金事務所	0178-44-1742	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町 おいらせ町 三戸郡
弘前年金事務所	0172-27-1339	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡

(13) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。

詳しくはお住まいの市町村又は加入されている国民健康保険組合にお問い合わせください。

【問合せ先】

○国民健康保険料（税）⇒お住まいの市町村の国民健康保険担当課

（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）

○後期高齢者医療制度の保険料⇒お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課

○介護保険料⇒お住まいの市町村の介護保険担当課

※ 市町村の連絡先は、（51ページ）をご参照ください。

(14) 公共料金（NHK、電気、ガス、水道、電話）に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響で、NHK 受信料、電気・ガス・水道・電話料金の支払にお困りの方に対して、支払延長等の対応を行っている場合がありますので、ご契約先の各事業者にお問い合わせください。

【NHK 青森放送局（営業）】

電話番号：017-774-5116

受付時間：平日 10時～17時

【東北電力 お客さまセンター】

電話番号：0120-175-466（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～17時

(15) 住宅金融支援機構の住宅ローン返済に関する相談窓口

住宅金融支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅金融支援機構の住宅ローンの返済が困難となった方に対して、今後の返済の相談を受け付けています。

＜返済方法の変更メニュー＞

①返済特例（返済期間の延長など）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、返済が大変になった

②中ゆとり（一定期間、返済額を軽減）

しばらくの間、返済額を減らしたい

③ボーナス返済の見直し

ボーナス返済が負担になっている

詳しくは、ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。

(16) 借金（多重債務）に関する相談窓口

借金を抱えてお困りの方向けに、下記の相談窓口が開設されています。

相談窓口	電話番号	備考
消費者ホットライン	局番なしの「188 (いやや)」	※ お住まいの地域の消費生活相談窓口につながります。 ※ 窓口が閉所している時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間をご案内します。
東北財務局青森財務事務所	017-774-6488	受付時間：平日 8時30分～12時 13時～16時30分
法テラス青森	0570-078-387 (ナビダイヤル)	受付時間：平日 9時から 17時
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会	0570-031-640 (ナビダイヤル)	受付時間：平日 10時～12時40分 14時～16時40分



(17) 不安や悩みの相談窓口

不安や悩みの相談窓口は、次のとおりです。

相談窓口	電話番号	備考
いのちの電話	0570-783-556 (ナビダイヤル)	受付時間：10時～22時
	0120-783-556 (フリーダイヤル)	受付時間：16時～21時 (毎月10日：8時～翌日8時)
あおもりのいのちの電話	0172-33-7830	受付時間：12時～21時
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 (ナビダイヤル)	受付時間：9時～16時 (青森県立精神保健福祉センター) 定休日：土日・祝日、年末年始
よりそいホットライン	0120-279-338 (フリーダイヤル)	受付時間：24時間





## 事業を営む方向けの情報

### (18) 経営相談、金融支援策に関する相談窓口

- 財務省では、資金繰りの支援（政策金融）等として、日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資制度の融資枠拡充や、中堅企業・大企業向け危機対応融資の融資枠拡充、資本金劣後ローンの創設等を行っております。

([https://www.mof.go.jp/financial\\_system/fiscal\\_finance/coronavirus-jigyousya/cronavirus-jigyousya.html](https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/cronavirus-jigyousya.html))

区分	資金繰り支援の主な概要	対応機関
政府系金融機関	新型コロナウイルス感染症特別貸付 【中小事業】上限6億円（別枠） 【国民事業】（生活衛生含む）上限8千万円（別枠） 〔マル経融資及び衛経〕上限3千万円（別枠）	日本政策金融公庫、 沖縄公庫
	危機対応業務（中小企業向け） 【融資（シニアローン）】上限6億円 【資本金劣後ローン】10億円（別枠）	商工中金
	実質無利子化 ～新型コロナウイルス感染症特別貸付特別利子補給制度～ 【中小事業】上限3億円 【国民事業】上限6千万円	日本政策金融公庫、 沖縄公庫、商工中金
	日本公庫等の既往債務の借換 〔日本公庫及び沖縄公庫〕【中小事業】借換限度額6億円 【国民事業】借換限度額8千万円 〔商工組合中央金庫等〕借換限度額6億円	日本政策金融公庫、 沖縄公庫、商工中金
	資本金劣後ローンの創設（中小企業向け） 【中小事業・危機対応】限度額10億円（別枠） 【国民事業】限度額7.2千万円（別枠）	日本政策金融公庫、 沖縄公庫
	衛生環境激変対策特別貸付 【旅館業向け】上限3千万円（別枠） 【飲食店営業及び喫茶店営業向け】上限1千万円（別枠）	日本政策金融公庫、 沖縄公庫
	セーフティネット貸付【公庫】（生活衛生、農林漁業含む） 【中小企業】7.2億円 【国民事業】4.8千万円 【生活衛生】5.7千万円 【農林漁業】1.2千万円 or 年間経営費の12/12相当額又は粗 収益の12/12相当額のいずれか低い額	日本政策金融公庫、 沖縄公庫
	危機対応業務（中堅・大企業向け） 【融資（シニアローン）】【資本金劣後ローン】原則上限なし	日本政策投資銀行、 商工中金
民間金融機関	セーフティネット保証【信用保証】 【4号】上限2.8億円（別枠）、全都道府県対象 【5号】上限2.8億円（別枠）、全業種対象	民間金融機関
	危機関連保証【信用保証】 全国・全業種の事業者に対して、上限2.8億円（別枠）	民間金融機関

※ 各機関の連絡先は、（24 ページ）をご参照ください。

- 経済産業省（中小企業庁）では、新型コロナウイルス感染症により、影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象に、金融関係の相談を受け付ける「中小企業金融相談窓口」を開設しています。

**【中小企業金融相談窓口】**

電話番号：0570-783-183（ナビダイヤル）

受付時間：9時～17時（土日・祝日も実施）

- 東北財務局では、新型コロナウイルスに関連する金融機関の窓口の照会や、取引に関する問合せ、相談を受け付けています。

**【新型コロナウイルスに関する東北財務局相談ダイヤル】**

電話番号：0120-917-993（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～12時、13時～17時

- 経済産業省では、感染症拡大により、特に影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える「持続化給付金」を支給していました。【申請受付終了】

なお、持続化給付金に関するお問合せは下記のとおりです。誤って受給された方の返還希望についても、下記のコールセンターで受け付けています。

**【持続化給付金事業コールセンター】**

電話番号：0120-279-292（フリーダイヤル）

[IP電話等の場合] 03-6832-6631

受付時間：平日・日曜 8時30分～19時

- 青森県では、新型コロナウイルス感染症により、売上げの減少などの影響を受けた事業者に対し、資金繰りの支援を実施しています。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/singatakorona.html>)

- 青森県では、国・県・市町村等の事業者向け支援情報をワンストップで閲覧・検索できるウェブサイト「あおもり事業者支援ポータル『あおBizサーチ』」を開設しています。

**【あおもり事業者支援ポータル『あおBizサーチ』】**

(<https://jigyosya-shien.pref.aomori.lg.jp/>)

運営：青森県商工労働部地域産業課

電話番号：017-734-9373

○ 上記の支援策や、そのほか経営相談については、以下の相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	備考 (主な対象者、受付時間等)
金融庁 新型コロナウイルスに関する金融庁 相談ダイヤル	0120-156-811 (フリーダイヤル)	・金融機関等との取引に関する問 い合わせ ・平日 10時～17時
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ※平日専用	0120-154-505 (フリーダイヤル)	・個人企業、小規模事業者、中小 企業、農林漁業者等 ・平日 9時～17時(創業後間も ない方、個人企業・小規模企業 の方は 9時～19時)
土曜電話専用ダイヤル ※土曜専用 ※受付：9時～15時	0120-112-476 (フリーダイヤル)	個人企業・小規模事業者
	0120-327-790 (フリーダイヤル)	中小企業
	0120-926-478 (フリーダイヤル)	農林漁業者等
日本政策金融公庫 青森支店(中小企業事業) 青森支店(農林水産事業) 青森支店(国民生活事業) 弘前支店(国民生活事業) 八戸支店(国民生活事業)	017-734-2511 017-777-4211 017-723-2331 0172-36-6303 0178-22-6274	主に中小企業・小規模事業者 9時～17時
商工組合中央金庫  青森支店 八戸支店	0120-542-711 (フリーダイヤル) 017-734-5411 0178-45-8811	主に中堅・中小企業 平日 9時～17時 休日(土曜) 9時～15時  平日 9時～17時
日本政策投資銀行	022-227-8181	平日 9時～17時
	0120-598-600 (フリーダイヤル)	平日 9時～17時 休日 9時～15時
青森県信用保証協会 本所(保証業務課) 青森営業所 弘前支所 八戸支所 五所川原支所 十和田支所 むつ支所	017-723-1354 017-723-1353 0172-32-1331 0178-24-6181 0173-35-4121 0176-23-4331 0175-22-1204	平日 9時～17時
青森商工会議所 弘前商工会議所 八戸商工会議所 十和田商工会議所 黒石商工会議所 五所川原商工会議所 むつ商工会議所	017-734-1311 0172-33-4111 0178-43-5111 0176-24-1111 0172-52-4316 0173-35-2121 0175-22-2281	
青森県商工会連合会	017-734-3394	
青森県中小企業団体中央会	017-777-2325	

相談窓口	電話番号	備考 (主な対象者、受付時間等)
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300	
青森県よろず支援拠点	017-721-3787	新型コロナウイルス関連経営相談 窓口 8時30分～17時15分
中小機構東北本部企業支援部企業支援課	022-716-1751	
経済産業省中小企業庁	03-3580-2768	
東北経済産業局産業部中小企業課	022-221-4922	
青森県商工政策課商工金融グループ	017-734-9368	

## (19) 休業協力・事業継続支援金に関する相談窓口

### ○ 青森県中小企業者等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1年以上にわたり幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む県内中小企業者等に対し、支援金を給付します。

区分	青森県中小企業者等事業継続支援金
支給額	1 事業者あたり法人 60 万円、個人事業主 30 万円(定額) ※ 県内に複数の事業所がある場合でも、1 事業者あたり上記支給額となります。 ※ 支給は 1 事業者 1 回限りです。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、事業継続に取り組む者 ※ 製造、卸小売、建設、農林・漁業、宿泊、サービス、医療・福祉など幅広い業種が対象です。 ※ 国の一時支援金や月次支援金の給付を受けた事業者も対象となります。 ※ 大企業など支援金の支給対象外となる事業者があります。 ※ 2021 年 3 月 31 日以前より、事業を営んでいる事業者が対象です。 ※ 本社が県外にあっても、県内に事業所がある場合は対象となります。
支給要件	(1)減収要件 事業収入※1 に伴う税の申告をしており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 1 月から 6 月の間で連続する 2 か月※2 の合計事業収入が前年又は前々年のいずれか(「基準年」という。)の同期比で 30%以上減少していること。 ※1 事業収入は、商品・製品の販売やサービスの提供などの「営業活動」によって得た収入(原価を含む)とします。 ※2 農林・漁業を営む事業者は 3 か月となります。 (2)事業継続意思要件 現に事業活動を行っているとともに、今後も事業活動を継続する意思があること。 (3)基準年の事業収入要件 基準年(令和元年又は令和 2 年)における年間の事業収入が、法人 60 万円以上、個人事業主 30 万円以上であること。
申請期間	令和 3 年 7 月 26 日(月)～10 月 31 日(日)(当日消印有効)
相談窓口	【青森県中小企業者等事業継続支援金 電話相談窓口】 電話：0120-740-361(フリーダイヤル) 受付時間：平日 9 時～17 時

○ 青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の 経済社会の変化に対応するため、県内中小企業が国の「中小企業等事業再構築促進事業通常枠」を活用して行う新分野展開、業態転換、事業再編等の取組に対して、県が12分の1を上乗せ支援することにより、企業の負担を3分の1から4分の1に軽減し、これらの取組を通じた企業規模の拡大等を後押しします。

※ 国補助金申請に当たっての事業計画の策定支援等については、21 あおもり 産業総合支援センター や地域の商工会・商工会議所にご相談ください。

**【青森県 商工労働部 地域産業課 経営支援グループ】**

電話番号：017-734-9373

○ 八戸市営業時間短縮要請協力金

八戸市では、青森県が行う、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業時間短縮の協力要請（令和3年9月1日（水曜日）～9月12日（日曜日））にご協力いただいた、八戸市中心街の一部（八戸市大字岩泉町、大工町、鷹匠小路、朔日町、寺横町、長横町、三日町、六日町）飲食店へ、協力金を支給します。

- ・ 申請期間：令和3年9月13日（月）～10月29日（金）（当日消印有効）

**【八戸市 感染症緊急対策チーム（時短協力金担当）】**

電話番号：0178-43-2138

受付時間：平日 9時～17時

○ 平川市事業継続応援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を捉えた、with コロナ・アフターコロナの取組を推進するため、売上回復・販路開拓・新商品の開発等の取組および事業継続のために必要な設備等の導入などを行う市内事業者に対して、予算の範囲内において経費の一部を補助します。（申請期限：令和4年1月31日（必着））

**【平川市 商工観光課】**

電話番号：0172-44-1111

○ 蓬田村新型コロナウイルス感染症対策中小企業者事業継続支援金

蓬田村では、令和2年12月1日時点から営業実態がある村内中小企業者を対象に新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者の事業継続と経済的支援を目的として支援金を支給する事となりました。（申請期限：令和3年10月29日（金））

**【蓬田村 産業振興課】**

電話番号：0174-27-2115

○ 蓬田村新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金

蓬田村では、令和2年12月1日時点から営業実態がある村内飲食店を対象に新型コロナウイルス感染症による影響を受けた飲食店の事業継続と経済的支援を目的として支援金を支給する事となりました。（申請期限：令和3年10月29日（金））

【蓬田村 産業振興課】

電話番号：0174-27-2115

(20) 雇用調整助成金に関する相談窓口

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充しています（特例措置は、令和2年4月1日から令和3年11月30日までの緊急対応期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象）。

対象、要件などの詳細は、下記の相談窓口又は最寄りの労働局、ハローワークにお問い合わせください。

区分	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）
支給対象	以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小 ②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少（※比較対象とする月については柔軟な取扱いとする特例措置あり） ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
助成対象	・事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など ・学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象（雇用調整助成金と同様に申請ができる）
助成額	（平均賃金額（※）×休業手当等の支払率）×助成率 （1人1日あたり15,000円もしくは13,500円が上限） <small>※平均賃金額の算定について、小規模の事業所（概ね20人以下）は簡略化する特例措置を実施</small>
助成率	大企業中小企業別、各特例等により変動（2/3から10/10）
相談窓口	【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】 電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル） 受付時間：9時～21時（土日・祝日含む）

◎ 青森労働局、各ハローワーク

相談窓口		電話番号
青森労働局 職業安定部 職業対策課		017-721-2003
相談窓口	電話番号	所管地域
ハローワーク青森	017-776-1561	青森市（浪岡を除く） 東津軽郡
ハローワーク八戸	0178-22-8609	八戸市 三戸郡
ハローワーク弘前	0172-38-8609	弘前市 平川市（黒石管轄を除く） 西目屋村 藤崎町 大鱈町 板柳町
ハローワークむつ	0175-22-1331	むつ市 下北郡



相談窓口	電話番号	所管地域
ハローワーク野辺地	0175-64-8609	七戸町 東北町 野辺地町 横浜町 六ヶ所村
ハローワーク五所川原	0173-34-3171	五所川原市 つがる市 西津軽郡 鶴田町 中泊町
ハローワーク三沢	0176-53-4178	三沢市 おいらせ町 六戸町
ハローワーク十和田	0176-23-5361	十和田市
ハローワーク黒石	0172-53-8609	黒石市 青森市の一部（旧浪岡町）平川市のうち旧尾上町、旧平賀町（小国、葛川、切明） 田舎館村

## (21) 産業雇用安定助成金に関する相談窓口

産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

なお、独立性が認められない子会社間などの事業主間で実施される出向についても、令和3年8月1日から新たに助成金の対象となりました。

(参考 URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html))

区分	産業雇用安定助成金
概要	<p>助成金の対象となる「出向」</p> <p>① 対象 雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。</p> <p>② 前提 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。</p>
	<p>対象事業主</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）</p> <p>② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）</p>
	<p>助成率・助成額</p> <p>① 出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成</p> <p>② 出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成</p>
相談窓口	<p>【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】</p> <p>電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル）</p> <p>受付時間：9時～21時（土日・祝日含む）</p> <p>又は、青森労働局及び青森県内のハローワーク（27～28 ページ参照）</p>



## (22) 月次支援金に関する相談窓口

経済産業省では、令和3年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取り組みを支援しています。

(参考 URL : [https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html))

区分	月次支援金
給付対象	① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が令和元年又は令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること
申請期間	・ 8月分：令和3年9月1日～10月31日 （登録確認機関での事前確認期限：10月26日） ・ 9月分：令和3年10月1日～11月30日 （登録確認機関での事前確認期限：11月25日） ※ 原則、対象月の翌月から2か月間を申請期間とする。
相談窓口	【月次支援金事務局相談窓口】 電話：0120-211-240（フリーダイヤル） （IP電話等からは03-6629-0479（通話料がかかります）） 受付時間：8時30分～19時（土日、祝日含む）

(23) トライアル雇用助成金（コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい方向け）

厚生労働省の「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。

（参考 URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/newpage\\_16286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html)）

区分	トライアル雇用助成金 （新型コロナウイルス感染症対策対応（短時間）トライアルコース）
概要	<p>対象労働者</p> <p>次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した</p> <p>② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている ※</p> <p>③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している</p> <p>※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。                      （注）紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業に就いている人（日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者で、勤務日数・勤務時間が減少している方は、トライアル雇用の対象に含まれます。）</li> <li>・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人</li> </ul> </div>
	<p>助成金の支給額</p> <p>事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。</p> <p>※トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース                      求職者が〈常用雇用〉（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合                      最大4万円（最長3か月）</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース                      求職者が〈常用雇用（短時間労働）〉（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合）                      最大2.5万円（最長3か月）</p> </div>
相談 窓口	青森労働局、青森県内のハローワーク（27～28ページ参照）

(24) 中小・小規模事業者、個人事業主の方向け税制措置

- 国税・地方税の徴収の猶予の特例
- 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減
- 欠損金の繰戻しによる還付の特例

<b>【問い合わせ先】</b>	
（国税）各税務署	【相談窓口は（11ページ）参照】
（県税）各地域県民局県税部	【相談窓口は（11ページ）参照】
（市町村税）各市町村	【相談窓口は（51ページ）参照】

(25) 宿泊事業者、旅行者等向けの相談窓口

- 観光庁では、新型コロナウイルスに関連した感染症等を起因として、中国からの団体旅行や個人向けパッケージ商品の取り扱いが停止されたこと等により、外国人観光客減少等の経営環境の変化に直面している宿泊事業者や旅行者等から相談を下記の相談窓口で受け付けています。

<p><b>【宿泊事業者、旅行者等向けの特別相談窓口】</b>                  担当課：東北運輸局観光部観光企画課                  電話番号：022-791-7509                  FAX：022-791-7538                  （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県が対象）</p>
---

- 青森県では、宿泊事業者が行う宿泊施設の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費について補助します。

区分	【宿泊事業者向け】青森県観光安全安心強化事業費補助金
対象者	県内に事業所を有する宿泊事業者
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品、備品等の購入に要する経費</li> <li>・ 設備・整備等の工事に要する経費</li> <li>・ 機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費</li> <li>・ 消耗品の購入に要する経費</li> </ul>
補助額	<p>1. 補助率 補助対象経費の4分の3以内（ただし、消耗品の購入に要する経費は2分の1以内）</p> <p>2. 補助金額 事業者が有する宿泊施設の部屋数に応じて、補助金の上限額（1事業者あたり）が決まります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋数50室以上の場合 … 750万円</li> <li>・ 部屋数30～49室の場合 … 450万円</li> <li>・ 部屋数30室未満の場合 … 400万円</li> </ul> <p>（うち、消耗品は1部屋あたり1万円が上限となります）</p> <p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 複数の事業所がある場合でも上限額は上記のとおりとなります。</li> <li>※ 既に申請済みの場合でも上限額に達するまで追加申請が可能です。ただし、1回ごとの下限額は5万円となります。</li> <li>※ 「令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金」または「令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」の交付を受けた場合は、上限から既に支払いを受けた額を差し引いた残額が補助金の上限となります。</li> </ul>
申請期間	<p>令和3年8月2日（月）～令和3年10月29日（金）</p> <p>※ ただし、募集期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。</p>
相談窓口	<p><b>【青森県観光安全安心強化事業補助金業務事務局】</b>                  電話番号：070-4426-8476                  受付時間：平日 9時30分～12時、13時～17時30分                  FAX：017-721-3213</p>

(26) 農林漁業者向けの相談窓口

- 日本政策金融公庫等では、新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げ、実質無利子化、実質無担保での貸付を行うなど、必要な長期資金の融資を行っています。【相談窓口は（24 ページ）参照】
- 農林水産省では、新型コロナウイルス感染症に係る農業者、食品事業者等からの相談に対応するための相談窓口を地方農政局に設置しています。

**【東北農政局企画調整室】**

電話番号：022-263-0564（直通）

受付時間：平日 9 時～17 時

- 農林水産省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により人手不足となり、農作業に支障が出ている農業経営体等（人手不足経営体）に対して、代替人材として農作業の経験のある即戦力人材や他産業からの人材を受け入れ、農作業に従事していただけるよう、「農業労働力確保緊急支援事業」を実施しています。

**【全国農業会議所（全国農業委員会ネットワーク機構）】**

電話番号：0120-150-055（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時～19 時

**【農林水産省経営局就農・女性課】**

電話番号：03-3502-8111（内線：5195）

ダイヤルイン：03-3502-6469

- 青森県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方などを対象とした資金繰り支援策があります。

**【青森県団体経営改善課】**

電話：017-734-9459（農業団体指導グループ）

電話：017-734-9478（林業団体指導・管理グループ）

**【青森県水産振興課】**

電話：017-734-9588（水産経営グループ）

(27) 自動車運送事業者等向け相談窓口

東北運輸局では、新型コロナウイルスの感染拡大を起因としたイベントの延期・中止等による利用者の減少や学校の休校による影響により運行計画、事業計画の変更などの対応等について、自動車運送事業者及びレンタカー事業者並びに自家用有償旅客運送を担う団体等からの相談窓口を設置しました。

**【東北運輸局自動車交通部】**

○バス・レンタカー・自家用有償旅客運送関係	旅客第一課	022-791-7529
○タクシー関係	旅客第二課	022-791-7530
○トラック関係	貨物課	022-791-7531

(28) 海事関係事業者等向けの相談窓口

東北運輸局では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客の減少・物流の停滞等、経営環境の変化に直面している海事関係事業者（注）の不安を解消するための相談窓口を設置しました。

（注）フェリー・旅客船・遊覧船等の旅客船運行事業者、内航貨物船等の貨物船運行事業者、港湾運送事業者、造船業・船用工業の事業者

**【東北運輸局海事振興部】**

○旅客船	海事産業課	022-791-7512
○貨物船・港湾運送	貨物調整官	022-791-7512
○造船・船用工業	船舶産業振興官	022-791-7512

FAX 番号：022-299-8875

(29) テレワークに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークに関する相談窓口が開設されております。

**【テレワーク相談センター】**

電話番号：0120-861-009（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～17時

住 所：東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階

メール：[sodan@japan-telework.or.jp](mailto:sodan@japan-telework.or.jp)

(30) 小学校休業等に伴う保護者の休暇取得に関する相談窓口（事業者向け）

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるを得ない保護者の皆様を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開されました。

8月～9月の期間については、「両立支援等助成金育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」か「小学校休業等対応助成金」のうちいずれか一つのみの申請となります。

なお、「両立支援等助成金育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」を申請済みの事業主には、青森労働局から9月30日までに、「小学校休業等対

「応助成金」への申請切り替えについてのご案内書面が届きます。切り替えを希望される事業主は、そちらの書面をご確認ください。

- 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成金を支給しています。

対象、要件などの詳細は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

**【両立支援等助成金育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）】**

区分	概要
概要	<p>（主な支給要件）</p> <p>①次のどちらも実施されていること</p> <p>（イ）小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。</p> <p>（ロ）小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして次のいずれかの社内周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク勤務</li> <li>・短時間勤務制度</li> <li>・フレックスタイムの制度</li> <li>・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）</li> <li>・ベビーシッター費用補助制度 等</li> </ul> <p>②労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと</p> <p>（助成額）1人あたり5万円 1事業主につき10人まで（上限50万円）</p> <p>（申請期間） 特別有給休暇を取得した日：令和3年7月1日～令和3年9月30日 ⇒ 申請期間：令和3年7月1日～令和3年11月30日</p>
相談窓口	<p>本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室） （本助成金は事業所単位ではなく、事業主単位での申請となります。）</p> <p>本社が青森県にある場合は、 <b>【青森労働局雇用環境・均等室】</b> 電話番号：017-734-4211</p>



- 厚生労働省では、令和3年8月1日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援しています。

対象、要件などの詳細は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

**【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】**

区分	概要
概要	<p>(主な支給要件)</p> <p>令和3年8月1日から同年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主（農業経営者も対象）</p> <p>1.新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども</p> <p>2.新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</p> <p>(助成額)</p> <p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>※ 1日当たり13,500円（申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業：15,000円）を支給上限</p> <p>(申請期限)</p> <p>令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分 ⇒ 令和3年12月27日(月)まで</p> <p>令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分 ⇒ 令和4年2月28日(月)まで</p> <p>※ 詳しくは厚生労働省のホームページ（下記URL）によりご確認ください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</a>)</p>
相談窓口	<p><b>【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】</b></p> <p>電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル）</p> <p>受付時間：9時～21時（土日・祝日含む）</p>



(31) 下請取引配慮要請に関する相談窓口

「下請かけこみ寺」は、下請取引の適正化を推進することを目的として国（経済産業省、中小企業庁）が全国48か所に設置したものです。

「下請かけこみ寺」では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています。

**【下請かけこみ寺】**

電話番号：0120-418-618

受付時間：平日 9時～12時、13時～17時

(32) 厚生年金保険に関する相談窓口

今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所（下記参照）にお問い合わせください。

事務所名	電話番号	管轄区域
青森年金事務所	017-734-7495	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町 七戸町 東北町
むつ年金事務所	0175-22-4947	むつ市 上北郡のうち横浜町 六ヶ所村 下北郡
八戸年金事務所	0178-44-1742	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町 おいらせ町 三戸郡
弘前年金事務所	0172-27-1339	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡

(33) 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金に関する相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有休休暇を除く。）を取得させた事業者に対して助成します。くわしくは、下記の窓口にお問い合わせください。

**【青森労働局 雇用環境・均等室】**

電話番号：017-734-4211

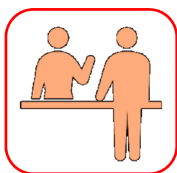
受付時間：平日 8時30分～17時15分

○ 各助成金の概要は次のとおりです。

※ 休暇制度導入のための助成金と休暇取得支援のための助成金があります。

区分	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 (令和3年度)
概要	<p><b>【助成金の対象】</b>            下記①～④の全ての条件を満たす事業主が対象</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、</p> <p>② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、</p> <p>③ 令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主</p> <p>④ ただし、この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」や令和2年度の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していないこと。</p> <p><b>【助成内容】</b> 1事業場につき1回限り 15万円</p> <p><b>【申請期間】</b> 対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで</p> <p>※ 厚生労働省のHP情報はこちら (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html</a>)</p>

区分	両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）（令和3年度）
概要	<p><b>【助成金の対象】</b>            令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に、下記①～③全ての条件を満たした事業者が対象</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、</p> <p>② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、</p> <p>③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主</p> <p><b>【助成内容】</b> 対象労働者1人当たり 28.5万円（1事業所当たり上限5人まで）</p> <p><b>【申請期間】</b> 対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで</p> <p>※ 厚生労働省のHP情報はこちら (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html</a>)</p>



## 仕事に関する情報

### (34) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談窓口

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

区分	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金													
対象者	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、</p> <p>(1) 令和2年10月1日から令和3年11月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者</p> <p>(2) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降）から令和3年11月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者</p> <p>※ 雇用保険被保険者ではない方も対象</p>													
支給額	<p>① 休業前の1日当たり平均賃金×80%※1 ×</p> <p>② (各月の日数(30日又は31日)－就労した又は労働者の事情で休んだ日数)</p> <p>① 1日当たり支給額(9,900円(令和3年4月までは11,000円)が上限)</p> <p>※1 対象者の②のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の方の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日～令和3年11月30日の期間において11,000円。</li> </ul> <p>② 休業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となる。</li> <li>週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。(就労した日は休業実績から除く。)</li> </ul>													
申請期限	<p>○中小企業の労働者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休業した期間</th> <th>申請期限(郵送の場合は必着)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年10月～3年9月</td> <td>令和3年12月31日(金)</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月～11月</td> <td>令和4年2月28日(月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10/30に公表したリーフレットの対象者は、令和3年12月31日(金)までに、</li> <li>既申請分の支給(不支給)決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内に申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。</li> </ul> <p>○大企業の労働者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休業した期間</th> <th>申請期限(郵送の場合は必着)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月～6月</td> <td rowspan="2">令和3年12月31日(金)</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月8日～9月(※)</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月～11月</td> <td>令和4年2月28日(月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。</p>	休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)	令和2年10月～3年9月	令和3年12月31日(金)	令和3年10月～11月	令和4年2月28日(月)	休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)	令和2年4月～6月	令和3年12月31日(金)	令和3年1月8日～9月(※)	令和3年10月～11月	令和4年2月28日(月)
休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)													
令和2年10月～3年9月	令和3年12月31日(金)													
令和3年10月～11月	令和4年2月28日(月)													
休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)													
令和2年4月～6月	令和3年12月31日(金)													
令和3年1月8日～9月(※)														
令和3年10月～11月	令和4年2月28日(月)													
相談窓口	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター】</p> <p>電話番号：0120-221-276(フリーダイヤル)</p> <p>受付時間：平日 8時30分～20時</p> <p>土日・祝日 8時30分～17時15分</p>													

### (35) 青森労働局の相談窓口

青森労働局は、新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設しています。

#### ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う特別休暇制度の導入に関する電話相談

- 病気休暇等の特別休暇制度の具体的な導入方法等
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングの実施

相談実施機関	電話番号	受付時間
青森労働局雇用環境・均等室	017-734-4211	平日 9 時 30 分～17 時

#### ② 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

- 事業所の助成金（休業）に関する相談
- 求人、職業相談、紹介に関する相談

相談実施機関	電話番号	受付時間
青森労働局職業安定部職業対策課	017-721-2003	平日 8 時 30 分 ～17 時 15 分
ハローワーク青森	017-776-1561	
ハローワーク八戸	0178-22-8609	
ハローワーク弘前	0172-38-8609	

#### ○ 給与の未払い等労働条件に関する相談、解雇等に関する相談

相談実施機関	電話番号	受付時間
青森労働基準監督署	017-734-4444	平日 8 時 30 分 ～17 時 15 分
弘前労働基準監督署	0172-33-6411	
八戸労働基準監督署	0178-46-3311	
五所川原労働基準監督署	0173-35-2309	
十和田労働基準監督署	0176-23-2780	
むつ労働基準監督署	0175-22-3136	

### (36) 青森県の相談窓口

青森県は、さまざまな労働に関する問題について、県民の方からの相談に対応するための「労働相談窓口」を設置しています。

#### 【青森県による労働相談窓口】

担当課：青森県労働委員会事務局

電話番号：017-734-9832

労働相談ダイヤル：0120-610-782（フリーダイヤル）

受付時間：平日 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 15 分

(37) 農業法人でのアルバイト紹介を希望の方

新型コロナウイルスの影響などで、仕事を探している方や副業や兼業を検討している方に、農業法人等の求人情報を提供します。

仕事の内容は、栽培管理の補助作業や、室内で行う調製作業など、初心者でもすぐ対応できる作業を想定しています。

**【農業労働カワンストップ相談窓口】**

(公社) あおもり農林業支援センター

電話番号：017-773-3131

FAX：017-734-1738

受付時間：平日 8時30分～17時



## 家庭、学生、子ども向けの情報

### (38) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金に関する相談窓口

厚生労働省では、令和3年8月1日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援しています。

対象、要件などの詳細は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

区分	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
概要	<p>(主な支給要件)</p> <p>令和3年8月1日から同年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども</li><li>2.新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</li></ol> <p>(支援内容)</p> <p>就業できなかった日について、1日当たり6,750円(定額)</p> <p>(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域(都道府県単位)に住所を有する方は7,500円(定額))</p> <p>(申請期限)</p> <p>令和3年8月1日から同年10月31日までの期間分 ⇒ 令和3年12月27日(月)まで</p> <p>令和3年11月1日から同年12月31日までの期間分 ⇒ 令和4年2月28日(月)まで</p>
相談窓口	<p><b>【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】</b></p> <p>電話番号：0120-60-3999(フリーダイヤル)</p> <p>受付時間：9時～21時(土日・祝日含む)</p>

### (39) 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口(保護者の方向け)

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うため、仕事を休まざるを得ない保護者の皆様に支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開しています(35ページ参照)。

事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請することが可能です。

対象、要件などの詳細は、下記の相談窓口にお問い合わせください。



区分	小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口
概要	<p>【特別相談の内容】</p> <p>青森労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金による直接申請】</p> <p>労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請することが可能です。</p> <p>労働者の方が利用を希望される場合、下記の相談窓口にご連絡ください。</p>
相談窓口	<p>【青森労働局 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口】</p> <p>電話番号：017-734-6651</p> <p>受付時間：平日 8時30分～17時15分</p>

#### (40) 子育て世帯生活支援特別給付金に関する相談窓口

厚生労働省では、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を実施しています。

ひとり親世帯とそれ以外の世帯では制度概要、お問合せ先が異なります。

区分	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
概要	<p>【支給対象者（ひとり親世帯分）】</p> <p>(1) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方※1（申請不要）</p> <p>※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。</p> <p>(2) 公的年金等※2を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※3（要申請）</p> <p>※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など</p> <p>※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測される方も対象になります。</p> <p>(3) 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請）</p> <p>【支給額】 児童 1人当たり一律5万円</p> <p>※ 厚生労働省のHP情報はこちら (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html</a>)</p>
相談窓口	<p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）コールセンター】</p> <p>電話番号：0120-400-903（フリーダイヤル）</p> <p>受付時間：平日 9時～18時</p> <p>※ 申請方法の詳細については、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」担当窓口までお問合せ下さい。</p>

※ 市町村の連絡先は、(51 ページ) をご参照ください。

区分	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)
概要	<p>【支給対象者（ひとり親世帯以外分）】</p> <p>(1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要）</p> <p>(2) (1)のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方（要申請）</p> <p>※令和3年4月以降令和4年2月までに生まれる新生児も対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方</li> </ul> <p>【支給額】 児童1人当たり一律5万円</p> <p>※ 厚生労働省のHP情報はこちら (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html</a>)</p>
相談窓口	<p>【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）コールセンター】</p> <p>電話番号：0120-811-166（フリーダイヤル）</p> <p>受付時間：平日 9時～18時</p> <p>※ 申請方法の詳細については、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」担当窓口までお問合せ下さい。</p>

※ 市町村の連絡先は、(51 ページ) をご参照ください。

(41) 大学等の学生向けの奨学金等に関する相談窓口

○ 日本学生支援機構の奨学金については、下記の相談窓口にお問い合わせください。

<p>【(独) 日本学生支援機構奨学金相談センター】</p> <p>電話番号：0570-666-301（ナビダイヤル）</p> <p>※ 海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話からは、 03-6743-6100</p> <p>受付時間：平日 9時～20時</p>
---

○ 各大学の授業料・入学金の減免の手続については、在学中の学校の学生課や奨学金窓口にお問い合わせください。

#### (42) 留学に関する相談窓口

- 文部科学省は、海外から一時帰国中又は一時帰国を予定しているお子様の保護者の方向けに、下記の相談窓口を開設しています。

相談実施機関	電話番号	受付時間 (平日のみ)
文部科学省総合教育政策局 教育改革・国際課教育相談員	(海外から) +81-3-6734-3562	9時30分～18時15分
	(国内から) 03-6734-3562	
公益財団法人 海外子女教育振興財団	(海外から) +81-3-4330-1351	10時～17時
	(国内から) 03-4330-1351	

- 日本学生支援機構では、海外留学のための奨学金に関するお問合せを下記の相談窓口で受け付けています。

区分	相談実施機関	電話番号
トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム	(独)日本学生支援機構 グローバル人材育成部グローバル人材 育成企画課	03-5253-4111 (内線：4922)
海外留学支援制度	(独)日本学生支援機構留学生事業部海 外留学支援課	03-5520-6014

#### (43) 学生向けの支援に関する相談窓口

- ① 県立・私立高等学校等における教育費負担の軽減

保護者が失職するなどにより収入が減少し、家計が急変した世帯の授業料の減免や奨学のための給付金の支給を行います。

##### 【問い合わせ】

(県立) 青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話番号：017-734-9873

(私立) 青森県総務部総務学事課学事振興グループ

電話番号：017-734-9869

② 高等学校奨学金・大学奨学金の緊急募集等

新型コロナウイルス感染症により家計が急変した世帯の生徒の採用募集を随時受け付けています。

また、返還者の収入が著しく減少した場合等は返還猶予願いの提出により返還を猶予することができます。

**【問い合わせ・申込み先】**

高等学校奨学金：（採用募集）現在在学している高等学校等  
 （返還猶予）公益財団法人青森県育英奨学会  
 電話番号：017-734-9879

大学奨学金：現在在学している大学  
 独立行政法人日本学生支援機構  
 電話番号：0570-666-301（ナビダイヤル）  
 受付時間：平日 9時～20時

(44) 新卒者内定取消等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消し及び入職時期の繰下げにあわれた学生等のみなさまのための「新卒者内定取消等特別相談窓口」を設置しています。

**【青森新卒応援ハローワーク】**

住 所：青森市安方1-1-40 青森県観光物産館・アスパム3階  
 電話番号：017-774-0220  
 利用時間：平日 8時30分～17時15分

(45) 子どものSOS相談窓口（そうだんまどぐち）

みなさんの不安や悩みを受け止める相談窓口について、連絡先をお知らせします。  
 一人で苦しまず、ぜひ利用して、話をしてみてください。

連絡先	電話番号	その他
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (フリーダイヤル)	24時間対応（夜間・休日も対応）
子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110 (フリーダイヤル)	8時30分～17時15分 (月～金曜日)
警察の少年相談窓口 (青森県警察)	0120-587-867 (フリーダイヤル)	8時30分～17時15分 (月～金曜日)
チャイルドライン	0120-99-7777 (フリーダイヤル)	18歳までの子どもがかけられる電話です。 午後4時～午後9時

(46) 配偶者等からの暴力、虐待に関する相談窓口

配偶者等からの暴力や虐待でお困りの方、虐待が疑われる場合などは、次の相談窓口で相談を受け付けています。

①子どもの虐待についての相談

相談実施機関 (子ども虐待ホットライン)	電話番号 (24時間受付)
児童相談所全国共通ダイヤル	189
中央児童相談所	0120-71-6552 (フリーダイヤル)
弘前児童相談所	0120-73-6552 (フリーダイヤル)
八戸児童相談所	0120-74-6552 (フリーダイヤル)
五所川原児童相談所	0120-75-6552 (フリーダイヤル)
七戸児童相談所	0120-78-6552 (フリーダイヤル)
むつ児童相談所	0120-72-6552 (フリーダイヤル)

②配偶者等からの暴力や虐待についての相談

相談実施機関	電話番号	受付時間
青森県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	017-781-2000	平日：8時30分～20時 土日・祝日：9時～18時
東地方福祉事務所 (配偶者暴力相談支援センター)	017-734-9951	平日：8時30分～17時15分 (土日・祝日、年末年始を除く)
中南地方福祉事務所 (配偶者暴力相談支援センター)	0172-33-3211	
三戸地方福祉事務所 (配偶者暴力相談支援センター)	0178-27-4435	
西北地方福祉事務所 (配偶者暴力相談支援センター)	0173-35-2156	
上北地方福祉事務所 (配偶者暴力相談支援センター)	0176-62-2145	
下北地方福祉事務所 (配偶者暴力相談支援センター)	0175-22-2296	
青森県男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	017-732-1022	9時～16時 (水曜日・年末年始を除く)
青森市配偶者暴力相談支援センター	017-734-5318	平日：8時30分～17時 (土日・祝日、年末年始を除く)
DVホットライン	0120-87-3081	フリーダイヤル・24時間受付

相談実施機関	電話番号	受付時間
DV相談ナビ	#8008	全国共通の電話番号 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。</li> <li>・各機関の相談受付時間内に限ります</li> </ul>
DV相談+（プラス）	0120-279-889	電話・メール 24時間受付 チャット相談 12時～22時
青森県警察本部 警察安全相談室	#9110 017-735-9110	平日：8時30分～17時 （土日・祝日、年末年始を除く）





## その他の情報

### (47) FRESC ヘルプデスク

FRESC (外国人<sup>がいこくじん</sup>在留<sup>ざいりゅう</sup>支援<sup>しえん</sup>センター) は、外国人<sup>がいこくじん</sup>の在留<sup>ざいりゅう</sup>に関する様々<sup>さまざま</sup>な相談<sup>そうだん</sup>ができます。外国人<sup>がいこくじん</sup>個人<sup>こじん</sup>に限らず、外国人<sup>がいこくじん</sup>と関係<sup>かんけい</sup>する個人<sup>こじん</sup>や企業<sup>きぎょう</sup>も相談<sup>そうだん</sup>ができます。

FRESCでは、今回<sup>こんかい</sup>、新型<sup>しんがた</sup>コロナウイルス<sup>かんせんしゅう</sup>感染症<sup>えいきょう</sup>の影響<sup>こま</sup>で困<sup>がいこくじん</sup>っている外国人<sup>がいこくじん</sup>のため<sup>め</sup>の相談<sup>そうだん</sup>窓口<sup>まどぐち</sup>を設置<sup>せっち</sup>しています。

### 【<sup>あたら</sup>新しい<sup>えいきょう</sup>コロナウイルス<sup>こま</sup>の影響<sup>がいこくじん</sup>で困<sup>がいこくじん</sup>っている外国人<sup>がいこくじん</sup>のための FRESC ヘルプデスク】

FRESCフレスクヘルプデスクは、<sup>あたら</sup>新しい<sup>えいきょう</sup>コロナウイルス<sup>しごと</sup>の影響<sup>しごと</sup>で仕事<sup>しごと</sup>がなくな<sup>あたら</sup>ったなど、生活<sup>せいかつ</sup>に困<sup>こま</sup>っている外国人<sup>がいこくじん</sup>の相談<sup>そうだん</sup>を電話<sup>でんわ</sup>で聞<sup>き</sup>きます。

<sup>たす</sup>あなたを助<sup>たす</sup>けることができる仕組<sup>しくみ</sup>や、在留<sup>ざいりゅう</sup>〈=日本<sup>にほん</sup>にいること〉のため<sup>ひつよう</sup>に必要な<sup>ひつよう</sup>ことなどを教<sup>おし</sup>えることができます。困<sup>こま</sup>ったことがあるときは、電話<sup>でんわ</sup>をかけ<sup>でんわ</sup>てください。

Te1 (<sup>かね</sup>お金はかか<sup>かね</sup>りません) : 0120-76-2029

ようび げつようび きんようび ど にち しゅくじつ やす  
曜<sup>よう</sup>日<sup>び</sup> : 月<sup>げつ</sup>曜<sup>よう</sup>日<sup>び</sup>から金<sup>きん</sup>曜<sup>よう</sup>日<sup>び</sup> (土<sup>ど</sup>、日<sup>にち</sup>、祝<sup>しゅく</sup>日<sup>じつ</sup>は休<sup>やす</sup>み)

じかん こぜん し こご じ  
時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup> : 午<sup>こ</sup>前<sup>ぜん</sup>9時<sup>じ</sup>～午<sup>こ</sup>後<sup>ご</sup>5時<sup>じ</sup>

ことば : やさしい日本語, English (英語), 中文 (中国語・簡体字/繁体字), 코리언

(韓国語), Español (スペイン語), Português (ポルトガル語), Tiếng Việt (ベトナム語), नेपाली भाषा (ネパール語), ภาษาไทย (タイ語), Bahasa Indonesia (インドネシア語), Filipino (Tagalog) (フィリピン (タガログ) 語), မြန်မာဘာသာစကား (ミャンマー語), . . . ខ្មែរ (クメール(カンボジ) 語), Монгол (モンゴル語)

(<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/fresc01>)

(48) 外国人の日本国内への入国、在留申請に関する相談窓口

出入国在留管理庁では、入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口（外国人在留総合インフォメーションセンター等）を設置しております。電話や窓口、メールでのお問合せに多言語で対応しております。

【外国人在留総合インフォメーションセンター】

電話番号：0570-013904（ナビダイヤル）

（IP、PHS、海外：03-5796-7112）

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日を除く）

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・フィリピン語・ネパール語・インドネシア語・タイ語・クメール（カンボジア）語・ミャンマー語・モンゴル語・フランス語・シンハラ語・ウルドゥ語

※このほか、窓口（仙台出入国在留管理局等）やメールでもご利用できます。

詳しくは出入国在留管理庁のホームページによりご確認ください。

(<http://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>)

(49) 青森県外国人相談窓口

あおもりけんこくさいこうりゅうきょうかい  
 青森県国際交流協会では、あおもり せいかつ がいこく かたがた  
 青森で生活する外国の方々のさまざまな相談に対応す  
 る「あおもりけんがいこくじんそうだんまどぐち  
 かいせつ  
 青森県外国人相談窓口」を開設しています。

せいかつ しごと こども きょういく  
 生活や仕事、子供の教育など、さまざまな問題や悩みについて相談に応じ、それぞ  
 れのせんもんきかん れんらく と ひつよう じょうほう を ていきょう  
 専門機関と連絡を取りながら、必要な情報をご提供できるようにお手伝いして  
 います。

また、ひつよう  
 必要があれば、せんもんきかん  
 そうだんまどぐち  
 専門機関の相談窓口とのめんだん つうやく どうこう  
 面談や通訳の同行(1回目だけ)も行  
 います。

たいおうげんご 対応言語	ようび 曜日	じかん 時間
にほんご 日本語	かようび どようび 火曜日～土曜日	10:00～17:00
べトナムご ベトナム語	かようび 火曜日	10:00～14:00
えいご 英語	か すい もく どようび 火・水・木・土曜日	10:00～14:00
ちゅうごくご 中国語	すいようび きんようび 水曜日・金曜日	10:00～14:00
フィリピンご フィリピン語	もくようび 木曜日	10:00～14:00
インドネシアご インドネシア語	じぜんよやく 事前予約により	たいおうかのう 対応可能
<p>こうえきざいだんほうじんあおもりけんこくさいこうりゅうきょうかいがいこくじんそうだんまどぐち  <b>【公益財団法人青森県国際交流協会外国人相談窓口】</b></p> <p>あおもりけんかんこうぶつさんかん                  (青森県観光物産館アスパム 2階)</p> <p>でんわ                  電話：017-718-5147</p> <p>E-mail : <a href="mailto:lounge_supporter@kokusai-koryu.jp">lounge_supporter@kokusai-koryu.jp</a>                  (<a href="https://www.kokusai-koryu.jp/support-info/">https://www.kokusai-koryu.jp/support-info/</a>)</p>		

## (50)市町村連絡先一覧

青森県内の市町村の代表番号を掲載しております。

市町村にお問合せの際は、下記をご参考にしてください。

市町村	代表番号	市町村	代表番号
青森市	017-734-1111	板柳町	0172-73-2111
弘前市	0172-35-1111	鶴田町	0173-22-2111
八戸市	0178-43-2111	中泊町	0173-57-2111
黒石市	0172-52-2111	野辺地町	0175-64-2111
五所川原市	0173-35-2111	七戸町	0176-68-2111
十和田市	0176-23-5111	六戸町	0176-55-3111
三沢市	0176-53-5111	横浜町	0175-78-2111
むつ市	0175-22-1111	東北町	0176-56-3111
つがる市	0173-42-2111	六ヶ所村	0175-72-2111
平川市	0172-44-1111	おいらせ町	0178-56-2111
平内町	017-755-2111	大間町	0175-37-2111
今別町	0174-35-2001	東通村	0175-27-2111
蓬田村	0174-27-2111	風間浦村	0175-35-2111
外ヶ浜町	0174-31-1111	佐井村	0175-38-2111
鱒ヶ沢町	0173-72-2111	三戸町	0179-20-1111
深浦町	0173-74-2111	五戸町	0178-62-2111
西目屋村	0172-85-2111	田子町	0179-32-3111
藤崎町	0172-75-3111	南部町	0178-84-2111
大鰐町	0172-48-2111	階上町	0178-88-2111
田舎館村	0172-58-2111	新郷村	0178-78-2111

## (51) 弁護士相談

新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な悩みごとについて、弁護士が法律相談に応じます。

弁護士会	電話番号	受付時間
青森県弁護士会	017-777-7285	平日：9時～17時
青森県弁護士会八戸支部	0178-22-8823	平日：9時～17時
青森県弁護士会弘前支部	0172-33-7834	平日：9時～17時

- 中小企業のためのひまわりホットダイヤル（日本弁護士連合会）  
電話番号：0570-001-240（ナビダイヤル）  
受付時間：平日 10時～12時、13時～16時  
（お近くの弁護士会の窓口につながります。）